

令和7年度第2回一関市下水道事業等経営審議会

日 時:令和7年12月18日(木)
午前10時から11時30分
場 所:一関市川崎支所2階多目的室

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議題

- ・前回会議の概要
- ・前回会議からの確認事項
- ・意見交換

『令和9年度以降の下水道施設整備について』

4 その他

5 閉会

令和7年度第2回一関市下水道事業等経営審議会出席者名簿

【開催日時】令和7年12月18日(木)10:00～11:30

【会場】一関市役所川崎支所2階多目的室

■審議会委員

【委嘱期間】令和7年10月27日～令和9年10月26日(2年間)

| No. | 区分(条例第3第) | 地域 | 氏名 | 備考 |
|-----|-----------|----|--------|----|
| 1 | | | 菅原 繁雄 | |
| 2 | | | 石川 晃 | |
| 3 | | | 鈴木 千景 | |
| 4 | | | 佐々木 英昭 | |
| 5 | | | 皆川 かおり | |
| 6 | | | 橋本 京子 | |
| 7 | | | 菅原 悦子 | 欠席 |
| 8 | | | 三浦 正勝 | 欠席 |
| 9 | | | 伊藤 峰雄 | 欠席 |
| 10 | | | 山居 淳子 | |

■事務局

| | 所属 | 職 | 氏名 |
|--|---------|--------------|--------|
| | 上下水道部 | 部長 | 伊東 吉光 |
| | 上下水道部 | 次長兼下水道課長 | 小山 力 |
| | 上下水道部 | 次長兼東部上下水道課長 | 阿部 正則 |
| | 経営総務課 | 課長 | 小野寺 勝也 |
| | 下水道課 | 課長補佐兼下水道工務係長 | 氏家 知幸 |
| | 下水道課 | 課長補佐兼普及係長 | 大沼 誠治 |
| | 東部上下水道課 | 課長補佐兼下水道係長 | 小野寺 重孝 |
| | 経営総務課 | 下水道経営係長 | 加藤 智子 |
| | 経営総務課 | 下水道経営係主査 | 小野寺 学 |
| | 経営総務課 | 下水道経営係 主任主事 | 金野 蓮 |
| | 経営総務課 | 総務係 主事 | 皆川 祐二郎 |

前回会議時の質疑で後日確認とした事項

| 質疑事項 | |
|------|------------------------------------|
| No. | |
| 1 | 整備計画を見直すことにより、財政的にどういった影響が見込まれるのか |
| 2 | 公共下水道や農業集落排水への接続義務、接続しない場合の罰則はないのか |

質疑事項No. 1

整備計画を見直すことにより、財政的にどういった影響が見込まれるのか

〔回答〕

令和9年度以降の整備計画を見直し、下水道の拡張を行わないこととした場合と、令和9年度以降も継続して計画されている区域の下水道整備を行った場合に見込まれる財政規模について試算を行いました。

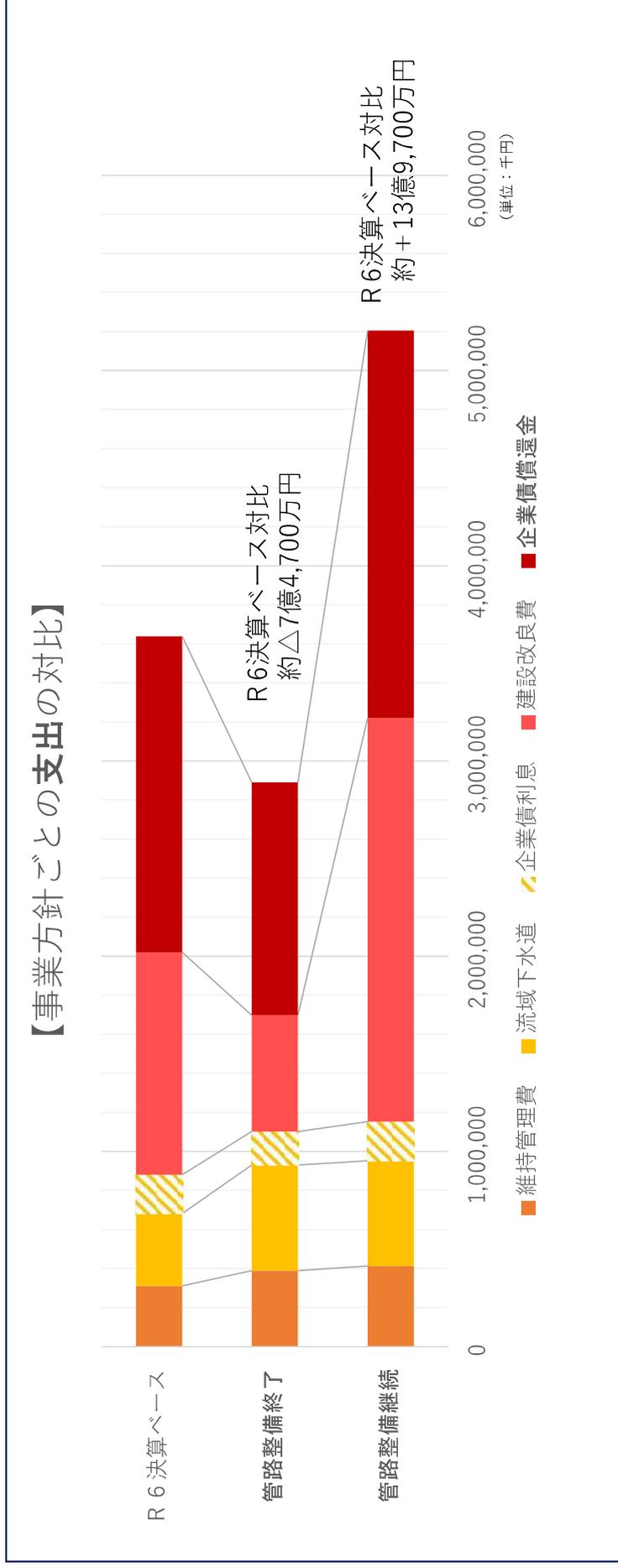
下水道の拡張を行わない場合、工事費用である建設改良費が縮減されることでその財源となる企業債の借入が縮減され、各年度の企業債の償還も減少します（平均約7億円/年削減）。

下水道の拡張を継続する場合はこの逆の流れとなり、いずれも増加する流れとなります。建設改良費に充てた企業債の償還に際し不足する現金については、市からの補助金または出資金を繰り入れて対応しているため、更なる企業債の借入は市全体の財政を圧迫することにつながりません。

令和9年度以降の整備計画を見直すことで、建設改良費が圧縮されることから下水道企業会計の健全化が図られ、市全体の財政に対する影響を減じることができま

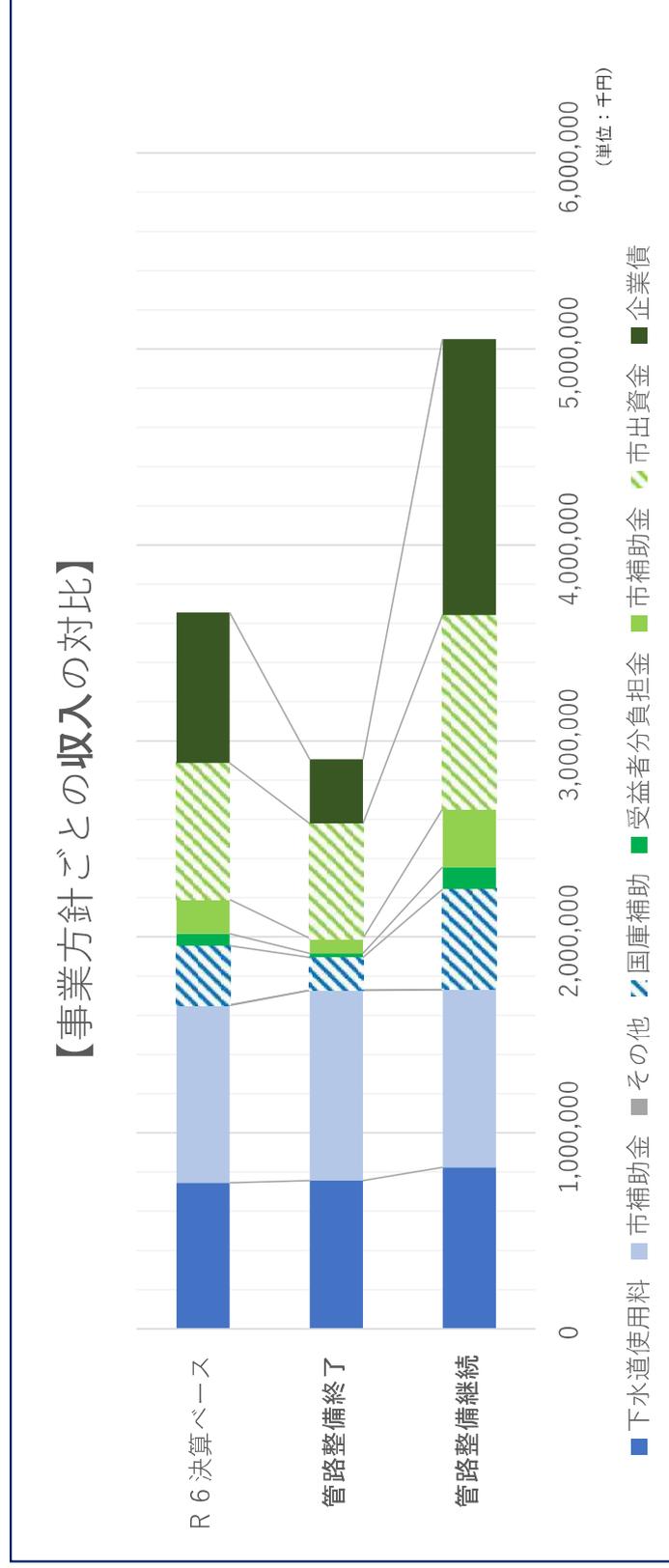
令和9年度以降の財政規模見通し【全体(維持管理+設備投資)】

令和9年度以降の施設整備を行わない場合と、計画したエリア全ての整備を行う場合の財政規模見通し（令和9年度以降の10年間の1年あたりの平均）



令和9年度以降の財政規模見通し【全体(維持管理+設備投資)】

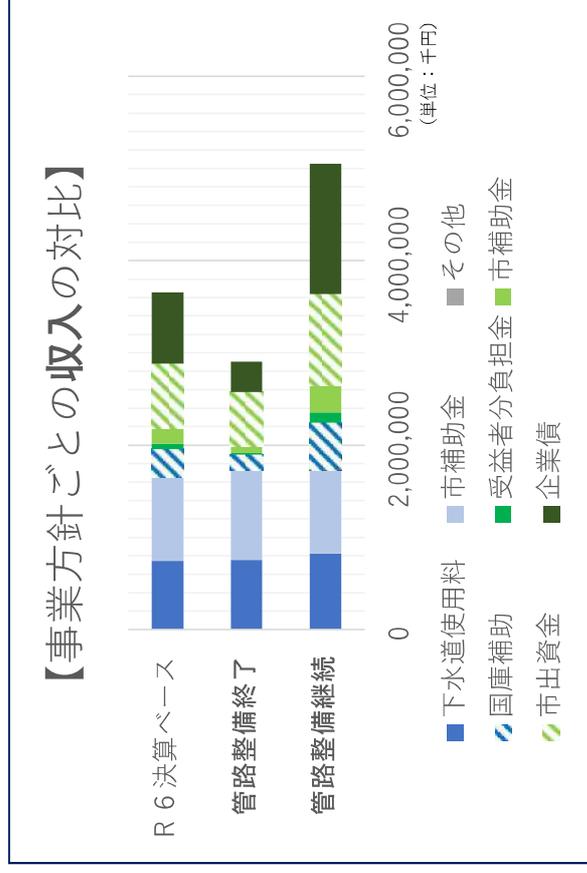
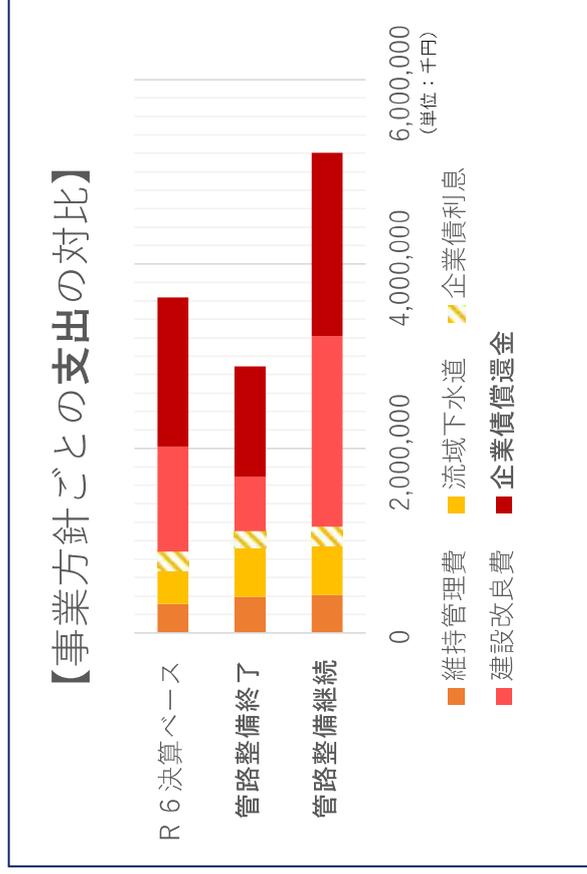
令和9年度以降の施設整備を行わない場合と、計画したエリア全ての整備を行う場合の財政規模見通し（令和9年度以降の10年間の平均）



■ 市補助金…国の基準による、維持管理経費に対する市からの補助金
 ■ 市補助金…国の基準による、建設費用に対する市からの補助金
 ■ 市出資金…不足する費用に対する市からの出資金

令和9年度以降の財政規模見通し【全体(維持管理+設備投資)】

令和9年度以降の施設整備を行わない場合と、計画したエリア全ての整備を行う場合の財政規模見通し（令和9年以降10年間の1年あたりの平均）



市補助金…国の基準による、維持管理経費に対する市からの補助金
 市補助金…国の基準による、建設費用に対する市からの補助金
 市出資金…不足する費用に対する市からの出資金

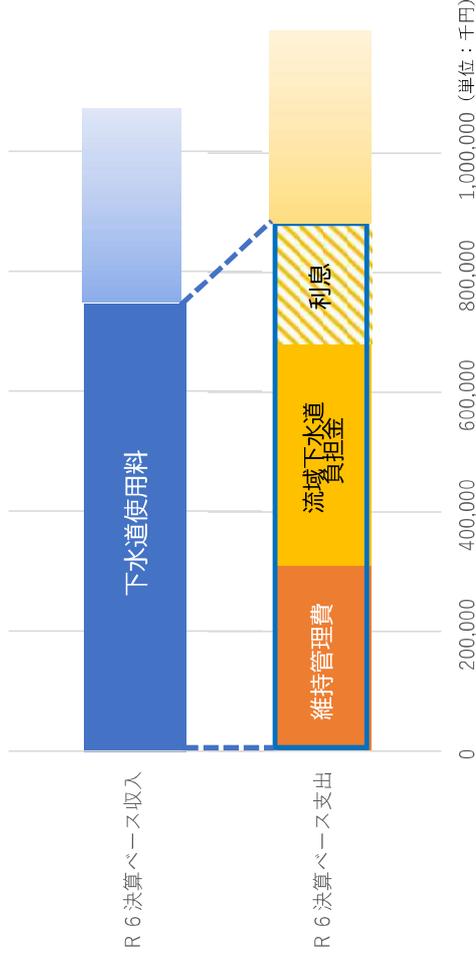
参考資料

維持管理経費に対する使用料収入(令和6年度決算)

下水道事業会計は、令和2年度から公営企業会計を適用しており、事業に要する経費は経営に伴う収入をもって充てる「独立採算制」を原則としています。

本来であれば施設の維持管理に係る経費は下水道使用料で賄う必要がありますが、維持管理費用(電気料金・人件費等)の高騰などの要因により、下水道使用料だけでは賄えていない現状があります。

特に「流域下水道負担金」は一関浄化センター(岩手県管理)に係る維持管理費に対する負担金で、この施設は平成2年に供用開始しており35年が経過しています。施設の老朽化等による更新工事の増加などの要因により、**令和7年度の負担金は5億2,173万円(令和6年度比1億1,512万円の増)**となっており、以降も負担額は上昇傾向が見込まれています。



質疑事項No. 2

公共下水道や農業集落排水への接続義務、接続しない場合の罰則はないのか。

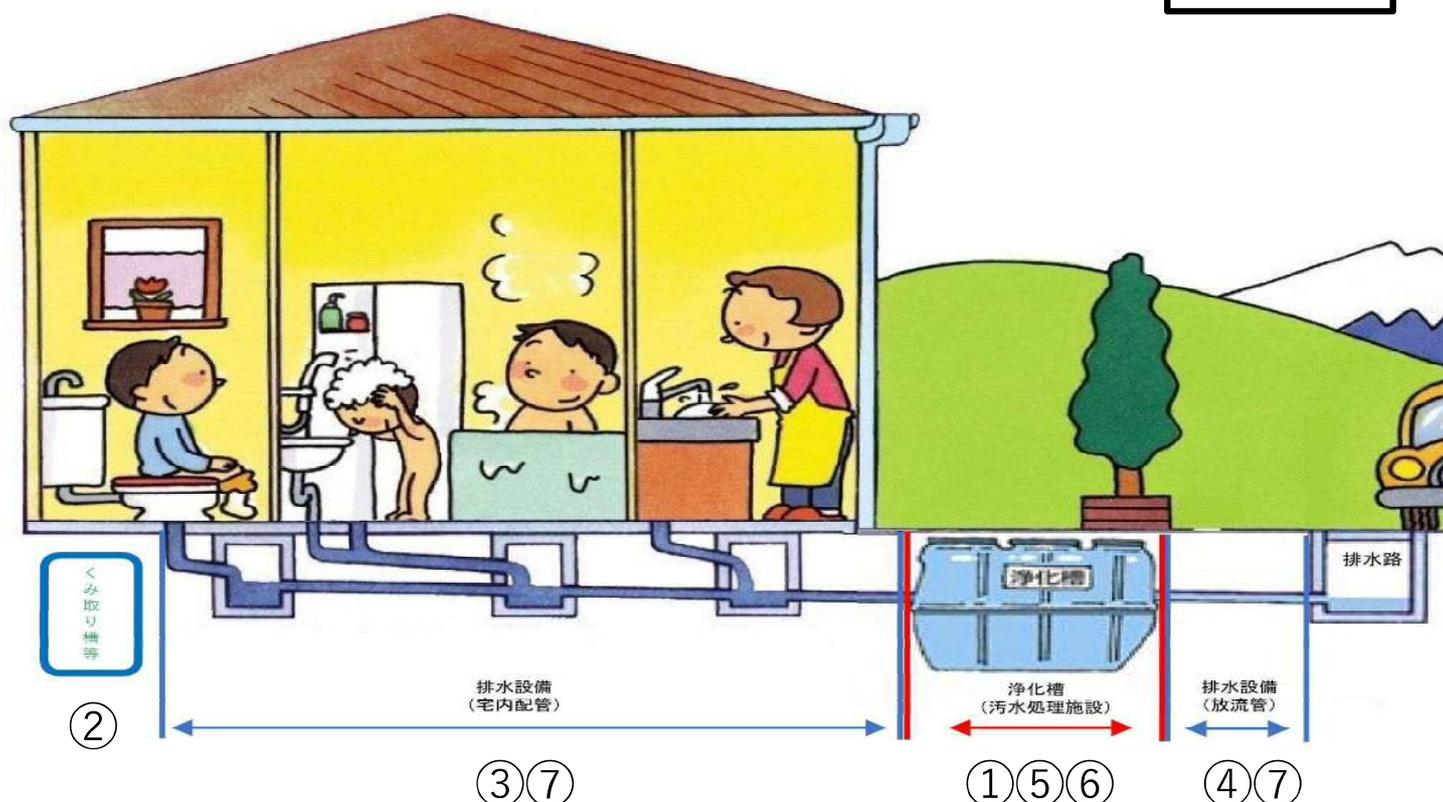
〔回答〕

公共下水道の供用開始区域となった地域に住む方は、下水道法、一関市下水道条例の規定により下水道に接続しなければならなりません。罰則もあり、供用開始から3年が経過してもくみ取り便所の方に対し、水洗便所に改造すべきことを命令し、改造しないなど命令に違反した場合は30万円以下の罰金に処せられます。ただし、建物が解体される予定、又は必要な資金調達が困難な場合など相当の理由があると認められる場合は、改造すべきことを命令することはできません。

また、農業集落排水については、法令等の規定による接続義務はありません。しかし、事業を実施する場合は、原則受益者のすべてが同意しなければ実施できませんので、同意した方は接続しなければなりません。ただし、接続をしないことへの罰則はありません。

浄化槽の支援制度について (令和7年4月現在)

資料2



| 番号 | 補助金制度名 | 補助内容 |
|----|------------------------|---|
| ① | 浄化槽設置費補助 | 浄化槽を設置する際、次の金額を補助します。 5人槽：529千円、7人槽：662千円、10人槽：897千円 |
| ② | くみ取り槽等撤去費補助 | 浄化槽の設置に伴い、くみ取り槽等の撤去費を補助します。 くみ取り槽：90千円、単独処理浄化槽：120千円 |
| ③ | 宅内配管工事費補助 | 浄化槽の設置に伴い、新たに設置する宅内配管の工事費を補助します。(300千円) ※くみ取り槽等からの切替えによる浄化槽設置の場合に限る。 |
| ④ | 放流管整備費補助 | 放流管延長が30mを超えるとき、設置費を補助します。 対象：30m～100mまでの70m分が対象 補助額：工事費の3/4の額(上限：3千円/m) |
| ⑤ | グループ設置費補助 | グループで浄化槽の設置を行う場合、グループの戸数に応じて、浄化槽設置費補助を上乗せ補助します。 詳細は、裏面を確認願います。 |
| ⑥ | 修繕費補助 | 浄化槽本体にかかる修繕費を補助します。 対象：浄化槽本体に係る修繕費 補助額：修繕費の1/2以内の額(上限：100千円) |
| ⑦ | 排水設備設置資金融資あっせん及び利子補給補助 | 1,000千円を限度とした融資あっせんと5年間の利子を補助します。 ※1 近年の利率では、実質無利子での融資となります。 ※2 洗濯機や換気扇など排水設備と直接関係しない器具等は補助対象外です。 |

浄化槽グループ設置費補助の要件

| 項目 | 要件 |
|-------|----------------------|
| 対象地域 | 浄化槽設置整備等事業補助の補助対象区域 |
| 戸数 | 2戸以上 |
| 単位 | 大字単位（令和5年度より） |
| 設置期間 | 同一年度内 |
| 補助の期間 | 平成29年度から令和8年度までの10年間 |

浄化槽グループ設置費補助金額

| 人槽区分 | ①浄化槽設置整備費補助額 | ②グループ設置費補助を上乗せ後の額 | | |
|------|--------------|-------------------|----------|------------|
| | | 2～3戸 | 4～9戸 | 10戸以上 |
| 5人槽 | 529,000円 | 547,000円 | 573,000円 | 617,000円 |
| 7人槽 | 662,000円 | 684,000円 | 718,000円 | 772,000円 |
| 10人槽 | 897,000円 | 927,000円 | 972,000円 | 1,047,000円 |

※令和5年度から、制度拡充によりグループは大字単位で組むことができるようになりました。
 ※自治会等で取り組みたい場合は出前講座を実施します。（補助制度や手続き方法の説明）
 下水道課又は東部上下水道課までお問い合わせください。

住宅関係の支援制度（参考）

| 支援制度の概要（詳しくは担当課に直接問い合わせください。） |
|---|
| 住宅環境改善リフォーム補助金【都市整備課 直通☎21-8541】 住宅環境の向上等を目的に行う住宅のリフォームで、補助対象経費の10分の1を補助する。 家族構成等により補助額が加算される場合あり。（施工業者や対象経費等の要件あり） |
| 高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業費補助金【長寿社会課 直通☎21-8370】 介護保険法に基づき要介護（要支援）認定者や身体障がい者に認定された方の日常生活における利便性を図るために住宅改修を行った場合、かかった経費から介護保険給付の支給限度額20万円を引いた額の3分の2の額を補助する。（40万円を限度） |
| 介護保険住宅改修費支給制度【一関地区広域行政組合 介護保険課 直通☎31-3223】 介護保険法に基づき要介護（要支援）と認定された方が、生活環境を整えるための小規模な住宅改修を行った場合、利用者負担割合に応じ、対象となる経費（上限額20万円）の最大90%を支給する。 |
| 移住者住宅取得補助金【交流推進課 直通☎21-8194】 移住者が市内に居住するための住宅を建設または購入する場合に補助する。 |
| 空き家バンク登録住宅改修等補助金【交流推進課 直通☎21-8194】 空き家バンクに登録した物件の改修等の経費に対し補助する。 |

【問い合わせ先】

○一関・花泉地域：下水道課 普及係 ☎0191-21-8572

○大東・千厩・東山・室根・川崎・藤沢地域

：東部上下水道課下水道係 ☎0191-53-3970

お寄せいただいた確認事項

| No. | 照会内容 | 関連資料 |
|-----|--|---------------------------|
| 1 | 一関市汚水処理計画のP5「一関市の汚水処理の現状と課題」に関し、下水道事業の進捗により水質改善は見られたのか。また、国・県が示す水質の基準はあるか。 | 一関市汚水処理計画 |
| 2 | 下水道の整備が完了した区域の世帯数はどのくらいか。また、その中で水洗化していない世帯数はどのくらいか。 | 第1回会議資料 「一関市の汚水処理について」 |
| 3 | 令和9年度以降の整備計画の見直しにより、水洗化に向けた考え方についても見直すことになるのか。 | |
| 4 | 今後の水洗化促進に向け、浄化槽の設置にかかる助成金の見直しは検討するか。 | |
| 5 | 水質環境の向上に向け、今後はどのような取り組みを行うか。 | |

確認事項No. 1

一関市汚水処理計画のP5「一関市の汚水処理の現状と課題」に関し、下水道事業の進捗により水質改善は見られたのか。
また、国・県が示す水質の基準はあるか。

〔回答〕

一関市汚水処理計画に記載の河川水質測定結果にかかるR3年度以降の公表数値は次ページのとおりでです。

平成17年度(18.2 mg/ℓ)と比較し、特に数値が改善されている「吸川」については、河川流域における下水道の整備によるものと考えられ、その他の河川においても、下水道もしくは浄化槽の整備により徐々に河川環境が改善していると考えられます。

このことは、令和6年度に取り組みの成果であると考えられます。一関市の地域協働研究においても、下水道事業等の取り組みの成果であると結論づけられています。

また、国が定める水質基準は、「国民の日常生活において不快を感じない限度」として、BOD値10mg/ℓ以下が河川における水質の基準となっております。

■ 河川等水質測定結果（BOD年平均値） 単位：mg/ℓ） 出典：一関市市民環境部生活環境課「令和7年度版環境報告書」から抜粋

| 河川名 | 地点名 | 地域 | R3 | R4 | R5 |
|---------|------|----|------|------|------|
| 吸川 | 水門 | 一関 | 5.7 | 7.5 | 8.0 |
| 磐井川（上流） | 長者滝橋 | | <0.5 | <0.5 | <0.5 |
| 磐井川（中流） | 上の橋 | | 0.6 | 0.6 | 0.7 |
| 磐井川（下流） | 狐禅寺橋 | | 1.0 | 0.9 | 1.1 |
| 金流川 | 天神橋 | 花泉 | 0.9 | 0.8 | 1.0 |
| 曾慶川 | 雲南田橋 | 大東 | 1.0 | 0.7 | 0.5 |
| 千厩川（上流） | 宮田橋 | 千厩 | 0.7 | 0.5 | <0.5 |
| 千厩川（中流） | 久伝橋 | | 0.7 | 0.5 | 0.5 |
| 千厩川（下流） | 松形橋 | 川崎 | 1.7 | 1.6 | 1.9 |
| 砂鉄川（中流） | 生出橋 | 東山 | <0.5 | 0.5 | <0.5 |
| 砂鉄川（下流） | 門崎橋 | 川崎 | 0.5 | 0.6 | 0.6 |
| 大川 | 宮城県境 | 室根 | 0.7 | 0.5 | 0.6 |
| 黄海川 | 樋口橋 | 藤沢 | 0.6 | 0.5 | <0.5 |

確認事項No. 2

下水道の整備が完了した区域の世帯数はどのくらいか。
また、その中で水洗化していない世帯数はどのくらいか。

〔回答〕

令和7年6月末現在、市全体の世帯数46,307世帯に対し、公共下水道等が整備された区域内の世帯数は**23,736**世帯となっています（51.26%）。

このうち、水洗化している世帯数は17,730世帯（74.70%）となっており、これを差し引いた**6,006世帯**（25.30%）が**水洗化していない世帯**となります。

【下水道整備済み区域内の内訳】



※『水洗化済み世帯数』には、下水道整備区域内で浄化槽を使用している世帯数も含まれます。

(内訳)

下水道等使用世帯 17,255

浄化槽使用世帯 475

確認事項No. 3

令和9年度以降の整備計画の見直しにより、水洗化に向けた考え方についても見直すことになるのか。

〔回答〕

今回の整備計画の見直しは、これまで下水道の整備と浄化槽の設置促進という二つの柱で汚水処理事業を進めてきたところ、令和9年度以降は下水道設置エリアの拡張は行わず、浄化槽の設置促進を主軸とした手法に転換するものです。

手法は変わるものの、適正な汚水処理を行う人口（汚水処理人口普及率・水洗化人口割合）を増やしていくという方向性には変わりありません。

このことから、今後は下水道が整備されているエリア内の早期接続と、浄化槽の設置促進に向けた周知活動など、効果的なPR方法について検討することとしています。

污水处理人口普及率の考え方

▶市全体の人口に対する
污水处理が可能な人口(★)の割合

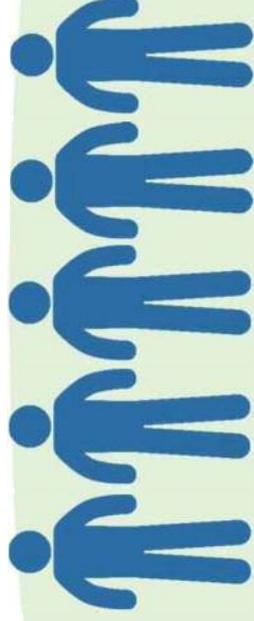
★「污水处理が可能な人口」とは、

- ① 下水道等が整備済みの区域に住んでいる人
(水洗化しているかどうかは問わない) と、
- ② 浄化槽を整備した人 の合計を指します

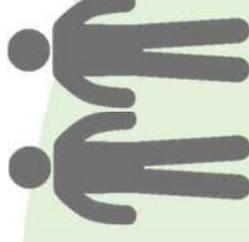
この合計の率



② 浄化槽
を整備した人



① 公共下水道 + 農業集落排水
が整備されている区域に住んでいる人



その他

R6 年度実績 74.0%
(R8目標 77.9%)

— 関市全域

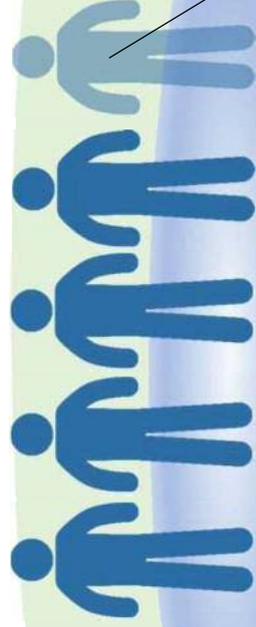
水洗化率の考え方

- ▶ 下水道等が整備された区域内で
実際に汚水処理をしている人の割合

R6年度実績 92.3%
(R8目標 92.8%)

公共下水道 + 農業集落排水
が整備されている区域に住んでいる人

のうち、



公共下水道 + 農業集落排水
による汚水処理を行っている人



浄化槽使用者



その他

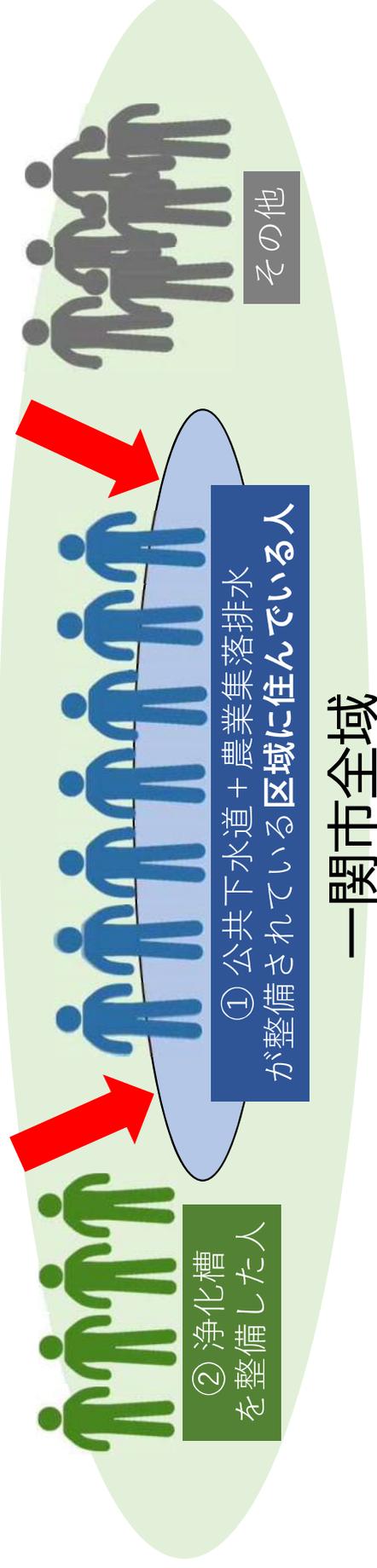
公共下水道等が整備されている地域に住んでいるけれども
家庭の排水設備を下水道に接続していない人（くみ取りの
ままの人）は除かれます

R8年度までの下水道施設整備計画のイメージ

下水道の整備を進め、公共下水道による汚水処理が可能なエリアを増やすと同時に、下水道整備エリア外における浄化槽整備を促進してきました

汚水処理人口普及率の向上を目指し

下水道の整備 + 浄化槽の設置促進



R9年度以降の下水道施設整備計画のイメージ

水洗化人口の拡大に向け、浄化槽の整備をより推進します
あわせて、公共下水道等が整備されているエリア内の早期接続に取り組みます

污水处理を行っている人口の増を目指し

浄化槽の設置 + 下水道への早期接続を促進



浄化槽による污水处理を
行っている人



公共下水道 + 農業集落排水
による污水处理を行っている人



その他

— 関市全域

確認事項No. 4

今後の水洗化促進に向け、浄化槽の設置にかかる助成金の見直しは検討するか。

〔回答〕

現在、市では、合併処理浄化槽を整備する方へ浄化槽本体、便槽又は単独浄化槽の撤去、宅内配管などに要する経費に対し補助金を交付しています（**→資料2**）。この補助金は、国の交付金を一部活用して実施していますが、国の基準では浄化槽本体への補助は標準工事費の4割となっており、市独自で補助額の嵩上げを行い5割を超える補助（約5.5割）を行っているところです。

現時点では、現行の補助制度を今後も継続していく予定でいます。ただし、普及促進を進めるうえでどうあるべきか、皆さんからの意見を伺っていきたく考えています。

確認事項No. 5

水質環境の向上に向け、今後はどのような取り組みを行うか。

〔回答〕

水質環境の改善に向け下水道事業が取り組みむべきことは、適正な汚水処理の推進です。具体的には、下水道または浄化槽により汚水処理を行う人口を増やしていくことであり、その指標となるのが「水洗化人口割合」です。

市では、令和9年度以降は下水道の拡張を行わない方針であり、下水道等が整備されているエリア内の早期接続と浄化槽の設置促進により水洗化人口割合の増を目指す取り組みを進めてまいります。